

平成29年6月1日

県所管域各 { 指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設 } 管理者 様

神奈川県保健福祉局
福祉部障害サービス担当課長
(公 印 省 略)

「平成29年度指定障害福祉サービス事業者等自己点検シート」による
自己点検について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日ごろから格段の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび県では、本県が指定を行った全事業所に毎年度自己点検を行っていただくため、標記シートを更新しました。

つきましては、県ホームページに当該点検シートを掲載しましたので、自己点検を行っていただきますようお願いいたします。

なお、今年度は、事業種別「就労継続支援A型」（運営編）及び「放課後等デイサービス」（運営編）について、一部項目を追加修正しておりますので御注意ください。

各指定事業者におかれましては、標記シート等を活用して、指定基準等について適合状況等を確認され、福祉サービスの向上に努められますようお願いいたします。

問合せ先
障害福祉課事業支援グループ 岩下
電話 045-210-1111 内線 4737
ファクシミリ 045-201-2051

指定障害福祉サービス事業者等自己点検について

1 対象

神奈川県が指定を行った、次に掲げる全ての事業所及び施設を運営する事業者が対象です。

- (1) 指定障害福祉サービス事業所
- (2) 指定障害者支援施設
- (3) 指定障害児通所支援事業所
- (4) 指定障害児入所施設

2 内容

事業所の人員、設備及び運営基準並びに報酬算定基準等に係る点検を行います。

【掲載場所】

神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7259/>)

産業・働く

業種別情報：介護・福祉サービス業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく
実地指導

サービス種別ごとに、自己点検シートを掲載していますので、運営するすべてのサービス毎に行ってください。

3 実施時期

平成29年7月1日に現存する事業所（平成29年7月1日付け指定事業所を除く。）
については、7月末までに6月の運営状況の点検を行ってください。

平成29年7月1日以降に指定を受けた事業所については、指定の翌月分について翌々月の月末までに点検を行ってください。

例) 平成29年7月1日付け指定の場合

8月分の運営状況について、9月末までに点検を行ってください。

4 自己点検シートの保管・提出

点検を実施したら、その点検結果を記入した点検シートを事業所に保管しておいてください。原則として提出は不要ですが、県が実施する「実地指導」等の際には、事前提出資料として提出していただきます。

その他、提出が必要な場合には、県から連絡いたします。